



令和6年1月15日

東 大 和 市 長
和 地 仁 美 様

東大和市国民健康保険運営協議会

会 長 尾 崎 義 美



出産費資金貸付制度等の廃止について（答申）

令和6年1月15日付大健保発第254号をもって諮問のあったこのこと
について、当協議会で審議した結果、結論を得たので答申する。

出産費資金貸付制度等の廃止について

(答申)

令和6年1月15日
東大和市国民健康保険運営協議会

当協議会は令和6年1月15日に、市長から出産費資金貸付制度等の廃止について諮問を受け、意見集約を行った。

その結果、当協議会として、以下の理由から諮問の内容を認め、別記のとおり、出産費資金貸付制度等を廃止することが適当と判断した。

1 出産費資金貸付制度及び出産費資金貸付基金の廃止について

出産費資金貸付制度等の廃止については、制度制定時と比較し、出産費に対する制度が充実し、利用者が近年いないことから、諮問のとおりで異論ない。

2 市独自の多子世帯軽減の廃止

本軽減施策の開始後の令和4年度に、国により未就学児の均等割の減額措置として、第3子でなくとも、未就学児であれば、均等割額が半額となる負担軽減措置が講じられている。

また、多子世帯軽減の財源について、国は一般会計からの繰入金とした場合、赤字補填繰入の対象になるとしているため、市では国民健康保険事業運営基金を活用し、その財源としている。

市では令和6年度の保険税率を据え置く中、基金の活用により赤字補填繰入を解消できる見通しとしているが、将来的に基金積立額の確保が厳しい状況にあるとしている。

これらのことから、赤字補填繰入の対象となり、基金を財源とする市独自の多子世帯軽減については、諮問のとおりで異論ない。

記

1 出産費資金貸付制度及び出産費資金貸付基金の廃止

(1) 出産費資金貸付制度及び出産費資金貸付基金の廃止について

東大和市国民健康保険出産費資金貸付条例及び東大和市国民健康保険出産費資金貸付基金条例を廃止する。

(2) 廃止時期について

令和6年3月31日

2 市独自の多子世帯軽減の廃止

(1) 市独自の多子世帯軽減の廃止について

東大和市国民健康保険税条例における「基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額の特例」に係る規定を削除する。

(2) 廃止時期について

令和6年3月31日

令和5年度までの国民健康保険税については、なお従前の例による。